

久育第 133 号  
令和2年4月14日

久喜市内の保育所等を利用する  
児童の保護者の勤務先事業者 様

久喜市長 梅田 修一

緊急事態宣言に伴う保育所等を利用する児童の保護者の勤務についてのお願い

日ごろより、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日付で、内閣総理大臣より改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、埼玉県もその対象地域となり、同日、埼玉県知事からも緊急事態措置の要請がなされたところでございます。

また、厚生労働省から、保育所等について、保育の提供規模を縮小して実施するよう対応が求められております。

これを受け、久喜市では、市内の保育所等を利用する児童の保護者の皆さんに対して、令和2年5月6日（※今後の動向により、延長の可能性があります。）まで、保育所等の利用の自粛を要請しています。

事業者の皆さまにおかれましては、久喜市の保育所等に在籍する児童及びその保護者への新型コロナウイルス感染症への感染防止を図るため、保護者の勤務について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

【問合せ先】

久喜市 健康・子ども未来部  
保育課 給付係  
電話 0480-22-1111(内 3324,3325)